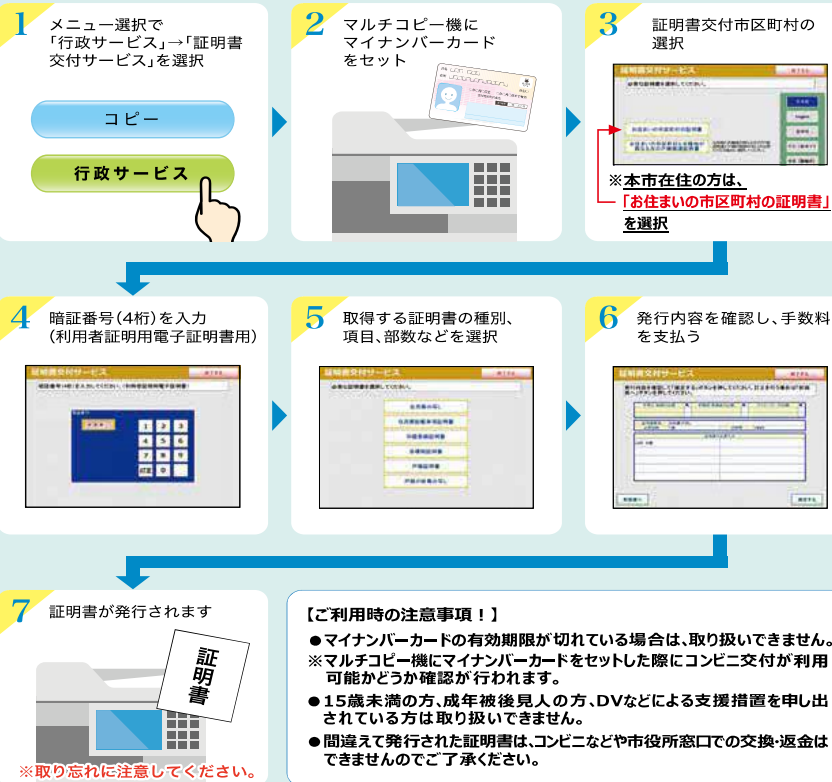


<証明書の取得方法>

コンビニ交付の操作手順



引越しワンストップサービスが始まりました

マイナンバーカードで「転出届」や「転入(転居)届予約(転入(転居)届提出のための来庁予約)」がマイナポータルを通じてオンラインでできるようになりました。

※次に該当する場合は利用できません。

- マイナンバーカードの氏名・住所などを最新の情報に更新していない。
- マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書・署名用電子証明書の暗証番号が分からない、または失効している。
- 券面事項入力補助用暗証番号が分からない。
- 引越す人のうち、誰もマイナンバーカードを持っていない。
- 海外に引越しをする。
- 住民票の住所は同じだが、世帯の異なる人を申請する。
- DVなどによる支援措置を申し出されている。

●問い合わせ 市民課 ☎22-2210 FAX22-2245

コンビニで

住民票などが取れます!

市ホームページ
二次元コード

マイナンバーカード(個人番号カード)を利用してコンビニなどのマルチコピー機(キオスク端末機)を自分で操作し、住民票の写しなどの証明書が簡単に取得できます。市役所に行かなくても、お近くのコンビニなどでお昼休みや夜間、さらに休日でも都合に合わせて取得できます!



利用に必要なもの

- 有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカード
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)
- ※通知カード・印鑑登録証(よしのがわ市民カード)・住民基本台帳カードは利用できません。

取得できる証明書

【本市に住居登録のある方】

証明書	取得できる方	備考
住民票の写し	本人 または 同一世帯の方	<ul style="list-style-type: none"> ●本人および同一世帯員の現在のものに限りです。(死亡・転出などの除票を除く) ●「本籍/筆頭者氏名」「世帯主氏名/続柄」の有無が選択できます。 ●マイナンバー・住民票コード・フリガナ・備考の記載は省略されます。
印鑑登録証明書	本人	●本市で印鑑登録している本人の証明書のみ発行できません。
所得課税証明書	本人	<ul style="list-style-type: none"> ●賦課期日(1月1日)に本市に住居登録があり、所得情報を把握している方について、最新年度のみ発行できます。 ※税の申告をしていない場合は、発行できません。

【本市に本籍がある方】

証明書	取得できる方	備考
戸籍全部(個人)事項証明書	本人 または 同一戸籍の方	●除籍・改製原戸籍を除く、現在在籍する戸籍に限りです。
戸籍の附票の写し	同一戸籍の方	●現在戸籍の附票に限りです。

- 本人および同一戸籍内の人が戸籍の届出(出生・死亡・婚姻・離婚など)をした場合、すぐには反映されません。コンビニなどのマルチコピー機で証明書を取得できるまでに2週間程度かかります。
- 本市に本籍があり、他市町村で住民登録のある方は、事前にマルチコピー機またはパソコンから利用登録の申請を必要があります。登録完了までに1週間程度かかります。(注1)
注1 利用者証明用電子証明書の更新やマイナンバーカードの再交付を行った場合は、新しく情報連携するために再度利用登録申請が必要となります。
注2 本市に本籍がない人の戸籍請求は本籍地へお問い合わせください。

サービスの停止のお知らせ

システムメンテナンスのため、下記の日程でコンビニ交付サービスを一時停止します。この期間、対象となるサービスが利用できませんので注意してください。

停止期間 2月13日(月)午後5時30分から2月14日(火)午前6時30分まで
2月20日(月)午後5時30分から2月21日(火)午前6時30分まで

対象 戸籍全部(個人)事項証明書および戸籍の附票の証明書交付
マルチコピー機およびインターネットでの本籍地利用登録申請
住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書の交付サービスは利用可能です。